

議案第48号

鳥取県介護保険施設に関する条例等の一部改正について

次のとおり鳥取県介護保険施設に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県介護保険施設に関する条例等の一部を改正する条例

（鳥取県介護保険施設に関する条例の一部改正）

第1条 鳥取県介護保険施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

--	--

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第86条第1項、第88条第1項及び第2項、<u>第97条第1項から第3項まで並びに第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護保険施設の従業者、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</u></p> <p>(介護老人保健施設の基準)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>(介護医療院の基本方針)</u></p> <p>第7条 <u>介護医療院の基本方針は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>長期にわたり療養が必要である入所者に対し、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って、施設サービス計画に基づき介護医療院サービスを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第86条第1項、第88条第1項及び第2項並びに<u>第97条第1項から第3項までの規定に基づき、介護保険施設の従業者、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</u></p> <p>(介護老人保健施設の基準)</p> <p>第6条 略</p>

(2) 明るく家庭的な雰囲気、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行うとともに、市町村、居宅介護支援事業を行う者、居宅サービス事業を行う者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(3) 提供するサービスについての評価の結果、法第114条第1項の規定による助言等を踏まえ、その向上を図るよう努めなければならない。

2 施設の全部が第3条第2項各号に掲げる要件に該当すると知事に申し出た介護医療院（以下「ユニット型介護医療院」という。）の基本方針は、前項に定めるもののほか、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるようにすることを目指すこととする。

(介護医療院の基準)

第8条 介護医療院の従業者、設備及び運営に関する基準は、別表第3のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、介護医療院の従業者、設備及び運営に関する基準は、介護医療院の目的を達成するために必要な事項

について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

附 則

第1条・第2条 略

(介護老人保健施設に関する経過措置)

第3条 略

2 病院又は診療所の開設者が病床を減少して開設する介護老人保健施設の当該開設時の建物については、平成36年3月31日までに病院又は診療所の病床を減少させることその他の規則で定める要件を満たす場合に限り、別表第2設備の項第1号の規定は、適用しない。

3 病院又は診療所の開設者が病床を減少して開設する介護老人保健施設については、平成36年3月31日までに病院又は診療所の病床を減少させることその他の規則で定める要件を満たす場合に限り、併設される病院又は診療所の施設を利用することができると認められるときは、別表第2設備の項第2号(2)の規定は、適用しない。

4 病院又は診療所の開設者が病床を減少して開設する介護老人保

附 則

第1条・第2条 略

(介護老人保健施設に関する経過措置)

第3条 略

2 病院又は診療所の開設者が病床を減少して開設する介護老人保健施設については、工事が平成30年3月31日までに完成することその他の規則で定める要件を満たす場合に限り、別表第2設備の項第1号、第2号(2)及び第3号(2)の規定は、適用しない。この場合において、療養室の床面積は、入所者1人当たり6.4平方メートル以上でなければならない。

健施設の当該開設時の療養室については、平成36年3月31日までに病院又は診療所の病床を減少させることその他の規則で定める要件を満たす場合に限り、別表第2設備の項第3号(2)の規定は、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間、適用しない。この場合において、療養室の床面積は、入所者1人当たり6.4平方メートル以上でなければならない。

(介護医療院に関する経過措置)

第4条 病院又は診療所の開設者が病床を減少して開設する介護医療院の当該開設時の建物については、平成36年3月31日までに病院又は診療所の病床を減少させることその他の規則で定める要件を満たす場合に限り、別表第3設備の項第1号の規定は、適用しない。

2 病院又は診療所の開設者が病床を減少して開設する介護医療院（ユニット型介護医療院を除く。）の当該開設時の療養室については、平成36年3月31日までに病院又は診療所の病床を減少させることその他の規則で定める要件を満たす場合に限り、別表第3設備の項第3号(2)の規定は、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間、適用しない。この場合において、療養室の床面積は、入居者1人当たり6.4平方メートル以上でなければな

らない。

3 平成30年3月31日までに病院又は診療所の病床を減少して開設した介護老人保健施設の全部又は一部を廃止して開設する介護医療院の当該開設時の建物については、平成36年3月31日までに当該介護老人保健施設の全部又は一部を廃止することその他の規則で定める要件を満たす場合に限り、別表第3設備の項第1号の規定は、適用しない。

4 平成30年3月31日までに病院又は診療所の病床を減少して開設した介護老人保健施設の全部又は一部を廃止して開設する介護医療院（ユニット型介護医療院を除く。）の当該開設時の療養室については、平成36年3月31日までに当該介護老人保健施設の全部又は一部を廃止することその他の規則で定める要件を満たす場合に限り、別表第3設備の項第3号(2)の規定は、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間、適用しない。この場合において、療養室の床面積は、入所者1人当たり6.4平方メートル以上でなければならない。

別表第1（第4条関係）

区分	基準
----	----

別表第1（第4条関係）

区分	基準
----	----

略	
入所	<p>1 略</p> <p>2 入所申込者が入院を必要とする場合その他の入所申込者に対し適切なサービスを提供することが困難な場合は、医療機関、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>の紹介その他の適切な措置を講ずること。</p> <p>3 略</p> <p>4 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得ること。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>緊急時等における対応方法</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p>
略	
サービスの提供	<p>1～4 略</p> <p>5 入所の項第4号(1)から(7)までに掲げる事項その他施設の運営に関する重要事項についての規程を定めること。</p> <p>6～9 略</p>
略	

略	
入所	<p>1 略</p> <p>2 入所申込者が入院を必要とする場合その他の入所申込者に対し適切なサービスを提供することが困難な場合は、医療機関又は<u>介護老人保健施設</u>の紹介その他の適切な措置を講ずること。</p> <p>3 略</p> <p>4 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得ること。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p>
略	
サービスの提供	<p>1～4 略</p> <p>5 入所の項第4号(1)から(6)までに掲げる事項その他施設の運営に関する重要事項についての規程を定めること。</p> <p>6～9 略</p>
略	

別表第3（第8条関係）

区分	基準
従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を置くこと。</p> <p>(1) 管理者</p> <p>(2) 医師</p> <p>(3) 薬剤師</p> <p>(4) 看護職員</p> <p>(5) 介護職員</p> <p>(6) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士</p> <p>(7) 栄養士</p> <p>(8) 介護支援専門員</p> <p>(9) 診療放射線技師</p> <p>(10) 調理員</p> <p>(11) 事務員その他の従業者</p> <p>2 従業者は、入居者数に応じ、規則で定める人数以上とすること。</p> <p>3 管理者及び介護支援専門員は、常勤の者とする</p> <p>こと。</p> <p>4 宿直する医師を置くこと。ただし、入所者に対するサービスの提供に支障がない場合にあつては、この限りでない。</p> <p>5 従業者は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつ</p>

	ては、この限りでない。
設備	<p>1 入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除き、耐火建築物とすること。ただし、2階建て又は平屋建てで規則で定める要件を満たすものにあつては、準耐火建築物とすることができる。</p> <p>2 次に掲げる設備を設けること。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 療養室(2) 診察室(3) 処置室(4) 機能訓練室(5) 共同生活室（ユニット型介護医療院に限る。）(6) 食堂（ユニット型介護医療院を除く。）(7) 浴室(8) 洗面所(9) 便所(10) サービス・ステーション(11) 調理室(12) 洗濯室又は洗濯場(13) 汚物処理室(14) その他規則で定める設備 <p>3 ユニット型介護医療院以外の施設の療養室は、次のとおりとすること。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 一の療養室の定員は、4人以下とすること。

	<p>(2) 入所者1人あたりの床面積は、8平方メートル以上とすること。</p> <p>4 ユニット型介護医療院の療養室は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 一の療養室の定員は、1人とすること。ただし、入居者への介護医療院サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>(2) 一の療養室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。</p> <p>5 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。</p> <p>6 専ら当該施設の用に供するものであること。ただし、入所者の処遇に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p>
入所	<p>1 正当な理由なくサービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な医療機関を紹介する等の適切な措置を講ずること。</p> <p>3 長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、介護医療院サービスを受ける必要性が高い入所申込者を優先的に入所させるよう努めること。また、指定居宅介護支援事業者等からの心身の状況、生活歴、病歴、居宅サービスの利用</p>

	<p>状況等の情報の提供を受けるよう努めること。</p> <p>4 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得ること。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 施設の目的及び運営の方針(2) 従業者の職種、人数及び職務の内容(3) 入所定員並びにユニット型介護医療院にあつては、ユニットの数及びユニットごとの入所定員(4) 入所者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額(5) 施設の利用に当たっての留意事項(6) 非常災害対策(7) 従業者の勤務の体制(8) その他サービスの選択に資する重要事項	
施設サービス計画	<ul style="list-style-type: none">1 介護支援専門員に利用者ごとに施設サービス計画を作成させること。2 施設サービス計画は、アセスメントの結果及びその者の希望に基づき、その家族の希望を勘案したものとすること。3 アセスメントを行うときは、入所者及びその家族に面接すること。また、面接の趣旨を入所者及びその家族に十分に説明し、その理解を得ること。4 施設サービス計画の原案を作成したときは、入所	

	<p>者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の従業者の専門的見地からの意見を聴くとともに、その者及びその家族に対して説明し、文書による同意を得ること。</p>
サービスの提供	<ol style="list-style-type: none">1 介護医療院サービスを提供したときは、提供したサービスの具体的な内容を記録すること。2 入所者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。3 当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は、行わないこと。また、身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由を記録すること。4 診療は、医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、入所者の病状、心身の状況等に応じ、的確な診断を基として療養上妥当適切に行うこと。5 入所者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他リハビリテーションの訓練を計画的に行うこと。

- 6 入所の項第4号(1)から(6)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を定めること。
 - 7 入所者又はその家族から食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の規則で定める費用以外の費用を徴収しないこと。
 - 8 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。
 - 9 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。
 - 10 入所者の処遇について、自らサービスの評価を行い、その結果を入所者に周知するとともに、常にその改善を図ること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。
 - 11 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。
- | | |
|-----------|---|
| 記録の作成及び保存 | 従業者、設備及び会計に関する諸記録、サービスの提供の項第1号及び第3号の記録並びに事故等への対応の項第2号及び第4号の記録、施設サービス計画その他提供したサービスの状況に関する規則で定める記 |
|-----------|---|

	録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。
事故等への対応	<ol style="list-style-type: none">1 従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の個人情報情報を漏らすことがないように必要な措置を講ずること。また、入所者に関する情報を指定居宅介護支援事業者等に提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ること。2 入所者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、速やかに市町村及び家族に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。3 入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、サービスに関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。4 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。5 法第23条、第24条第1項若しくは第114条の2又は社会福祉法第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。6 前号に掲げるもののほか、入所者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力すること。7 国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力すること。

(鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例(平成24年鳥取県条例第76号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定居宅サービスの事業の一般原則)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定居宅サービス事業者は、次の基本方針に基づき、指定居宅サービスの事業を行わなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 居宅療養管理指導は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、<u>歯科衛生士</u>(<u>歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下同じ。</u>)又は管理栄養士が、<u>通院が困難な利用者</u>に対して、その居宅を訪問して、その心</p>	<p>(指定居宅サービスの事業の一般原則)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定居宅サービス事業者は、次の基本方針に基づき、指定居宅サービスの事業を行わなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 居宅療養管理指導は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、<u>看護職員</u>(<u>保健師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。</u>)、<u>歯科衛生士</u>又は管理栄養士が、<u>通院が困難な利用者</u>に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それ</p>

身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。

(6)～(14) 略

(指定介護予防サービスの事業の一般原則)

第6条 略

2・3 略

4 指定介護予防サービス事業者は、次の基本方針に基づき、指定介護予防サービスの事業を行わなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 介護予防居宅療養管理指導は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能

らを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。

(6)～(14) 略

(指定介護予防サービスの事業の一般原則)

第6条 略

2・3 略

4 指定介護予防サービス事業者は、次の基本方針に基づき、指定介護予防サービスの事業を行わなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 介護予防居宅療養管理指導は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者

の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(5)～(12) 略

附 則

第1条 略

(経過措置)

第2条 次のいずれにも該当する老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホームにおいて行う指定居宅サービスの事業については、別表の10の表設備の項第2号(3)及び(5)の規定は、適用しない。

(1) 略

(2) 老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム（以下「養護老人ホーム」という。）、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム（以下「特別養護老人ホーム」という。）又は同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム（以下「軽費老人ホーム」という。）が併設され、入所者がこれらの施設の浴室及び食堂を利用することができること。

(3) 略

2・3 略

の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(5)～(12) 略

附 則

第1条 略

(経過措置)

第2条 次のいずれにも該当する老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホームにおいて行う指定居宅サービスの事業については、別表の10の表設備の項第2号(3)及び(5)の規定は、適用しない。

(1) 略

(2) 老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム（以下「養護老人ホーム」という。）、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム（以下「特別養護老人ホーム」という。）又は同法第20条の6に規定する軽費老人ホームが併設され、入所者がこれらの施設の浴室及び食堂を利用することができること。

(3) 略

2・3 略

4 病院又は診療所の開設者が、平成36年3月31日までに当該病院又は診療所の病床を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することにより、医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。）において行う指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの事業については、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することができると認められるときは、別表の10の表設備の項第2号(3)から(5)までの規定は、適用しない。

別表（第5条、第7条関係）

1・2 略

3 訪問看護又は介護予防訪問看護

区分	基準
従業者の配置	1 病院又は診療所ではない事業所にあつては、次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。

別表（第5条、第7条関係）

1・2 略

3 訪問看護又は介護予防訪問看護

区分	基準
従業者の配置	1 病院又は診療所ではない事業所（以下「訪問看護ステーション」という。）にあつては、次に掲げる

	(1) 略 (2) <u>看護職員（保健師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）</u> (3) 略 2～4 略
略	

4 訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション

区分	基準
従業者の配置	<u>1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。</u> (1) <u>医師</u> (2) <u>理学療法士等</u> <u>2 従業者は、利用者数に応じ、規則で定める人数以上とすること。</u> <u>3 医師は、常勤の者とすること。</u>
設備	1 <u>病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院</u> として必要な設備を有すること。 2 略
略	

	従業者を事業所ごとに置くこと。 (1) 略 (2) 看護職員 (3) 略 2～4 略
略	

4 訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション

区分	基準
従業者の配置	<u>理学療法士等</u> を事業所ごとに置くこと。
設備	1 <u>病院、診療所又は介護老人保健施設</u> として必要な設備を有すること。 2 略
略	

5 居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導

区分	基準
従業者の配置	<p>1 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める従業者を事業所ごとに置くこと。</p> <p>(1) 病院又は診療所である事業所</p> <p>ア 略</p> <p>イ 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>
略	
サービスの開始	<p>1・2 略</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>事業の実施地域</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p>
サービス	1・2 略

5 居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導

区分	基準
従業者の配置	<p>1 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める従業者を事業所ごとに置くこと。</p> <p>(1) 病院又は診療所である事業所</p> <p>ア 略</p> <p>イ 薬剤師、<u>看護職員</u>、歯科衛生士又は管理栄養士</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>訪問看護ステーションである事業所</u> <u>管理者及び看護職員</u></p> <p>2 略</p>
略	
サービスの開始	<p>1・2 略</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p>
サービス	1・2 略

スの提供	3 サービスの開始の項第3号(1)から(5)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。 4・5 略
略	

6～8 略

9 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護

区分	基準
従業員の配置	1 法又は医療法（昭和23年法律第205号）により介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、 <u>介護医療院</u> 、療養病床を有する病院又は診療所として必要な職員を置くこと。 2 <u>介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設又は介護医療院</u> ではない事業所にあつては、前号に規定する従業者のほか、管理者を置くこと。
設備	1 法又は医療法により介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、 <u>介護医療院</u> 、療養病床を有する病院又は診療所として必要な設備を設けること。 2 療養病床を有しない診療所にあつては、前号に規定する設備のほか、浴室その他の規則で定める設備を設けること。 3 略

スの提供	3 サービスの開始の項第3号(1)から(4)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。 4・5 略
略	

6～8 略

9 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護

区分	基準
従業員の配置	1 法又は医療法（昭和23年法律第205号）により介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、療養病床を有する病院又は診療所として必要な職員を置くこと。 2 <u>介護老人保健施設又は指定介護療養型医療施設</u> ではない事業所にあつては、前号に規定する従業者のほか、管理者を置くこと。
設備	1 法又は医療法により介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、療養病床を有する病院又は診療所として必要な設備を設けること。 2 療養病床を有しない診療所にあつては、前号に規定する設備のほか、 <u>食堂</u> 、浴室その他の規則で定める設備を設けること。 3 略

略	
10 略	
11 福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与	
区分	基準
略	
福祉用具貸与計画	1 略 2 作成に当たっては、その内容を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得るとともに、作成した計画書を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付すること。
略	
12 略	

略	
10 略	
11 福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与	
区分	基準
略	
福祉用具貸与計画	1 略 2 作成に当たっては、その内容を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得るとともに、作成した計画書を利用者に交付すること。
略	
12 略	

(鳥取県指定介護療養型医療施設に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県指定介護療養型医療施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第78号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前

附 則
 1・2 略
 (この条例の失効)
 3 この条例は、平成36年3月31日限り、その効力を失う。

附 則
 1・2 略
 (この条例の失効)
 3 この条例は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

(鳥取県医療法施行条例の一部改正)

第4条 鳥取県医療法施行条例(平成24年鳥取県条例第82号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(病床数の算定方法) 第3条 略</p> <p>附 則 第1条・第2条 略</p>	<p>(病床数の算定方法) 第3条 略</p> <p><u>2 知事が法第7条の2第5項の当該地域における既存の病床数を算定するに当たっては、介護老人保健施設の入所定員数は、規則で定めるところにより、既存の療養病床の病床数とみなす。</u></p> <p>附 則 第1条・第2条 略</p>

(看護師等の員数の特例)

第3条 療養病床を有する病院であって、その開設者が平成24年6月30日までに医療法施行規則附則第53条に規定する特定介護療養型医療施設又は特定病院であることを知事に届け出たものに対する第5条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、平成36年3月31日までの間、同条第2項の表(2)の項中「療養病床」とあるのは「療養病床の入院患者の数を6で除した数」と、同表(3)の項中「4」とあるのは「6」とする。

(看護師等の員数の特例)

第3条 療養病床を有する病院であって、その開設者が平成24年6月30日までに医療法施行規則附則第53条に規定する特定介護療養型医療施設又は特定病院であることを知事に届け出たものに対する第5条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、平成30年3月31日までの間、同条第2項の表(2)の項中「療養病床」とあるのは「療養病床の入院患者の数を6で除した数」と、同表(3)の項中「4」とあるのは「6」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取県介護保険施設に関する条例附則第3条第2項の改正規定及び同項の次に2項を加える改正規定、第3条の規定並びに第4条中鳥取県医療法施行条例附則第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス又は同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。）が行うも

については、第2条の規定による改正前の鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例第4条第4項第5号、第6条第4項第4号及び別表の5の表従業者の配置の項第1号の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

(療養病床に係る既存の病床数の算定に係る措置)

- 3 知事が地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）附則第28条の規定により既存の病床数を算定するに当たっては、介護老人保健施設及び介護医療院の入所定員数は、平成36年3月31日までの間、規則で定めるところにより、既存の療養病床の病床数とみなす。